団体ファミリー介護保険

〈介護一時金支払特約または親介護一時金支払特約付 団体総合生活補償保険（MS&AD型）〉

［保険期間］
2025年8月1日
午前0時から1年間※
保険料の払込方法:2025年8月以降毎月給与控除されます。
※募集要領をご参照ください。

介護補償（本人・配偶者・両親）

・100万円 ・300万円 ・500万円

介護特約被保険者※1が一定の要介護状態※2となり90日を超えて継続した場合一時金をお受け取りいただけます。

傷害後遺障害（本人・配偶者）

・10万円

団体割引 30%適用！

別居のご両親も加入可能!

退職後も継続できて安心!

詳細はP3へ

※1 介護特約被保険者とは、介護一時金支払特約の被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者をいいます。以降同様とします。

※2 要介護状態の詳細は「※印の用語のご説明」（7ページ）をご覧ください。

⚠Check! 親介護のリスク

親の介護は、突然にやってきます!!

ある日 親が倒れる → 入院・手術 → 1週間後 → 退院 → 介護が必要に!

いざ、親の介護に直面したら

◎誰が?
◎どこで?
◎どうやって?
〉介護をするのか…

◎公的介護保険を利用するには、どういう手続きが必要なんだろう…
◎介護はいつまで必要なんだろう…
◎費用はいくらかかるんだろう…

仕事と介護を両立するためには

施設での介護を考えているAさん

親の状態に応じた介護施設を探さないと…
希望する施設に空きがないことも想定されます。

自宅での介護を考えているBさん

ヘルパーを雇ったり、親族の協力を得たりと、自宅で介護ができる体制を整えるには時間がかかります。

“初期対応が大事”

仕事と介護の両立

職場の**介護休業制度を利用し、しっかりとした初期の対応をとること**で仕事と介護の両立が可能に!!

⚠ご注意

●P's Cafe 期間申請対象制度です。
※詳細は 共済会 P's Cafe ホームページをご確認ください。

●新規加入または補償を増やして継続される場合、介護補償の対象となる方は、EPOCH申込画面または加入申込票の健康状況告知書質問事項に回答していただきます。**質問事項に「はい」がある場合は、ご加入いただけません。**

「要介護2」と「要介護3」とはどんな状態?

要介護2または要介護3の状態の目安

要介護2 **軽度の介護**を必要とする状態

立ち上がり	歩　行	食　事	衣服の着脱	排　泄	理解・行動
何らかの支えを必要とする	何らかの支えを必要とする	手助けを必要とすることがある	なんとかできる	手助けを必要とすることがある	物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある

要介護3 **中等度の介護**を必要とする状態

立ち上がり	歩　行	食　事	衣服の着脱	排　泄	理解・行動
ひとりでできない	ひとりでできない	介助を必要とする	介助を必要とする	介助を必要とする	認知機能の低下がみられ、それに伴い、暴言や徘徊、幻覚や妄想などの症状がみられることがある

［出典］公益財団法人 生命保険文化センターHP「ひと目でわかる生活設計情報」を基に引受保険会社にて作成

介護にかかる期間や介護の原因は?

介護にかかる期間はどれぐらい?

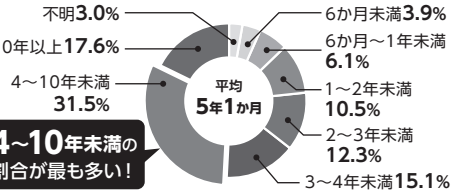

4～10年未満の割合が最も多い!

［出典］生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」／2021（令和3）年度

介護が必要になった原因は何?

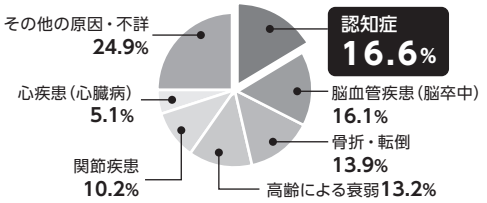

［出典］厚生労働省「国民生活基礎調査」／ 2022年

⚠Check! 「親の介護」仕事との両立に、資金面での備えを!

“団体ファミリー介護保険”なら一時金で介護にともなう出費に自由に充てていただけます!

- 家族で負担した初期費用の出費の補填に
- 介護休職で減った収入の補填に
- 公的介護対象外の介護用品の購入やレンタル費用に
- **別居の両親のサポートのための帰省費用に**

初期にかかる費用｜住宅改造や介護用ベッドの購入等、一時的にかかった費用

福祉用具の購入費 等　住宅改修費 等　▶ 平均約**74**万円

例 介護用ベッドの購入　例 車椅子用スロープ設置

［出典］生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」／2021（令和3）年度

保険金額と保険料

お知らせ 一部の年令区分で保険料が変更になります。
※前年度の介護特約被保険者の人数と年令によって保険料が決定します。

要介護2以上補償プラン

基本補償	
傷害後遺障害保険金額(※3)（10万円）	
本人・配偶者	
月払保険料（年令問わず）	10円

介護補償(※1) 保険金額（介護一時金額・親介護一時金額）		100万円	300万円	500万円
セット名	本人・配偶者	セット21	セット22	セット23
	両親	セット24	セット25	セット26
1人あたりの年令別月払保険料(※2)	15～44才	10円	20円	30円
	45～49才	10円	40円	70円
	50～54才	30円	100円	160円
	55～59才	80円	230円	390円
	60～64才	200円	590円	980円
	65～69才	350円	1,050円	1,750円
	70～74才	1,980円	5,930円	9,890円
	75～79才	2,720円	8,150円	13,590円
	80～84才	4,770円	14,320円	23,870円
	85～89才	8,330円	24,980円	41,630円

要介護3以上補償プラン

⚠2023年度で新規加入は受付を終了しております。

⚠
- ●新規ご加入はできません。継続加入のみのお引受けとなります。
- ●要介護3以上補償プラン内でセットの変更は増額・減額ともにできません。要介護3以上補償プランは現在と同一セットでの継続加入のみ可能です。ただし、健康に関する告知に該当し、要介護2以上補償プランへ減額の変更（移行）ができない場合は別途、パナソニック保険サービスへご相談ください。

基本補償	
傷害後遺障害保険金額(※3)（10万円）	
本人・配偶者	
月払保険料（年令問わず）	10円

介護補償(※1) 保険金額（介護一時金額・親介護一時金額）		100万円	300万円	500万円
セット名	本人・配偶者	セット31	セット32	セット33
	両親	セット34	セット35	セット36
1人あたりの年令別月払保険料(※2)	15～44才	10円	20円	30円
	45～49才	10円	40円	60円
	50～54才	30円	80円	140円
	55～59才	60円	180円	310円
	60～64才	150円	440円	740円
	65～69才	260円	770円	1,290円
	70～74才	1,410円	4,230円	7,050円
	75～79才	1,910円	5,740円	9,570円
	80～84才	3,360円	10,090円	16,820円
	85～89才	6,060円	18,190円	30,320円

●介護一時金支払特約および親介護一時金支払特約は、介護のため一時的に必要となる費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。
（※1）ご本人・配偶者はセット21～23・31～33（継続のみ）、ご本人または配偶者のご両親はセット24～26・34～36（継続のみ）にご加入ください。
（※2）年令は介護特約被保険者の2025年8月1日時点の満年令となります。
（※3）正式名称は「傷害死亡・後遺障害保険金額」ですが、傷害死亡保険金が補償対象外のため名称を「傷害後遺障害保険金額」としています。

保険料の計算方法

STEP 1 加入パターンと介護補償の一時金額を決める（セット名に注意）

STEP 2 年令別の月払保険料を確認（2025年8月1日時点の満年令）

STEP 3 下記Bの該当箇所へ当てはめる（パターンに注意）

STEP 4 ①～④を足すと完成（A：基本補償の足し忘れに注意）

	A 基本補償被保険者※1		B 介護特約被保険者※2			A+B 月払保険料	
パターン1 本人	傷害後遺障害保険金 10万円	10円	介護一時金 100万円 300万円 500万円		円	円	①
パターン2 本人の両親※3	傷害後遺障害保険金 10万円	10円	親介護一時金 100万円 300万円 500万円	父	円	円	②
				母	円		
パターン3 配偶者※4	傷害後遺障害保険金 10万円	10円	介護一時金 100万円 300万円 500万円		円	円	③
パターン4 配偶者の両親※3	傷害後遺障害保険金 10万円	10円	親介護一時金 100万円 300万円 500万円	父	円	円	④
				母	円		
			①＋②＋③＋④ 月払保険料			円	⑤

※1 基本補償の被保険者になれる方は、本人または配偶者に限ります。
上記パターンごとに、本人または配偶者の傷害後遺障害保険金額10万円が自動でセットされます。
※2 介護一時金支払特約の被保険者になれる方は、本人または配偶者に限ります。また、親介護一時金支払特約(※5)の特約被保険者になれる方は本人の両親または配偶者の両親に限ります。
※3 両親のいずれか片方のみでもご加入できます。
※4 婚姻の相手方をいい、事実婚（内縁関係）のパートナーおよび婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある同姓パートナーを含みます。
※5 両親どちらもご加入の場合、親介護一時金は同額での設定となります。

保険の内容や保険料試算等は こちらの2次元コードより 「パナソニック保険サービスHP商品ページ」も ご覧ください。

募集要領

保険期間

2025年8月1日午前0時から2026年8月1日午後4時までの1年間

※ただし翌年度も引き続きご加入の場合、本加入内容の適用は2026年7月31日午後12時までとし、翌日午前0時から翌年加入内容での適用となります。

保険料の払込方法

2025年8月給与より毎月給与控除されます。

加入資格者(お申込人となれる方の範囲)

パナソニックホールディングス株式会社およびパナソニックホールディングス株式会社の関係会社の役員、社員、常勤嘱託※、雇員、定時社員、パートの方である、60才未満の方(2025年8月1日現在)に限ります。

※個別の契約に基づきます。

被保険者となれる方の範囲

基本補償および介護一時金支払特約の被保険者となれる方は、上記加入資格者本人およびその配偶者に限ります。

親介護一時金支払特約の特約被保険者となれる方は、上記加入資格者本人の両親または配偶者の両親(父母いずれか、または両方)に限ります。また、保険期間の開始時点で**満15才から満89才までの方がご加入いただけます。**

自動継続方式

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

なお、介護特約被保険者が保険始期日時点で満90才の方は自動脱退となります。

(注)従業員ご本人さまが60才到達時または退職時は、補償継続のため別途手続きが必要です。詳しくは右記の「60才到達時または退職時の手続きに関するご案内」をご覧ください。

60才到達時または退職時の手続きに関するご案内

補償を継続いただくにあたり、口座・住所登録手続きが必要となります。

60才到達月または退職月の翌月1日

補償	89才まで加入できます	
対象者	現役従業員	60才以降または退職者
保険料	給与控除	口座振替

60才到達月または退職月の20日までに口座・住所登録手続きが必要となります。

誕生日月または保険料最終給与控除月の3ヶ月後に残りの期間の保険料を一括口座振替します。

60才到達または退職後の保険についてはホームページにてご確認いただけます。

ホームページ｜ご退職予定の方へ

https://panasonic.co.jp/pisj/qr/taisyoku_count.html

60才到達後または退職後の新規加入手続き書類をメールにてご請求いただけます。

資料請求｜お問い合わせ

https://panasonic.co.jp/pisj/qr/ob_inquiry_count.html

生活サポートサービスのご案内 ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。
団体ファミリー介護保険にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

専用ダイヤル **0120-033-939**

＼介護や認知症にまつわるご相談もお気軽にお問い合わせください／

介護
年中無休24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

認知症・行方不明時の対応相談
年中無休24時間対応

- 認知症に関する情報提供と悩み相談
- 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

健康／医療
年中無休24時間対応

- 健康・医療相談(医師相談は一部予約制)
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス(各種人間ドック機関紹介等)
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談(医師相談は一部予約制)

暮らしの相談
平日14:00～17:00

- 暮らしのトラブル相談(法律相談)
- 暮らしの税務相談

(弁護士・税理士との相談は予約制)

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス
平日10:00～17:00

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供(冠婚葬祭、ボランティア情報)
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

健康・介護ステーション インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。 URL https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

●平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。 ●お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
●本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
●本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q&A

Q1　要介護3以上補償プランに新たに加入できますか?

A1　新たに加入できません。継続加入のみのお引受けとなります。

Q2　両親は別居ですが、介護補償に加入できますか?

A2　はい。ご加入いただけます。

Q3　海外に永住している両親も加入できますか?

A3　海外永住の方はご加入いただけません。

Q4　要支援・要介護と認定されている場合でも、団体ファミリー介護保険に加入することはできますか?

A4　できません。また、要介護認定有無にかかわらず、一度でも申請をされた場合はご加入いただけません。※ただし、既にご加入の場合は継続してご加入いただけます。

**Q5　保険期間開始後に病気になった場合、次年度も継続して加入することはできますか?
また、次回一斉募集時に再度告知する必要がありますか?**

A5　はい、継続してご加入いただけます。また、再度の告知は不要です。
＊介護補償のお支払いする場合に該当、一時金が支払われた場合には失効します。

Q6　現在要介護3以上補償プランに加入中です。一度要介護2以上補償プランに変更した後、再度要介護3以上補償プランに変えることはできますか?

A6　いいえ、できません。要介護3以上補償プランは2023年度で新規加入は受付を終了しております。

Q7　継続した場合、保険料は変わりますか?

A7　ご継続時の保険開始日時点でのご年令による保険料となりますので、ご年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、保険料も変更となります。
また、商品改定や割引率の変更等によって保険料が変更となる場合がありますので、必ず毎年パンフレット等でご確認ください。

Q8　要介護2または3以上の認定を受けた状態以外で、保険金が支払われるのはどんな場合ですか?

A8　引受保険会社が介護特約被保険者の状態を確認し、引受保険会社の定める特約記載の状態と判断した場合です。公的介護保険制度の被保険者区分により要件が異なります。詳細は「※印の用語の説明」(7ページ)の「要介護状態(要介護2以上の状態または要介護3以上の状態)」をご覧ください。

Q9　60才到達時または退職時にどうして住所登録・口座登録が必要になるのですか?

A9　現役従業員さまの場合、人事データを基に契約いただくことが可能なため住所情報の登録は不要となっておりましたが、今後は証書や更新のご案内書類をお届けするための契約住所登録が必要となります。また、給与控除ができなくなるため口座登録も必要となります。
期日までに登録いただけない場合、補償が継続されない場合がありますのでご注意ください。

Q10　保険金請求時は、介護にかかった費用の領収証は必要ですか?

A10　いいえ、領収証は不要です。

Q11　介護一時金および親介護一時金の受取人を指定することはできますか?

A11　できません。保険金受取人は補償の対象となる介護特約被保険者となります。

Q12　保険料は介護医療保険料控除の対象となりますか?

A12　はい。介護補償部分の保険料のみ控除の対象となります。(2024年12月現在)

Q13　現在要介護3以上補償プランの一時金500万円セットに加入中です。要介護2以上補償プランの一時金100万円セットに変更しますが、健康に関する告知は必要ですか?

A13　はい、要介護3以上補償プランから要介護2以上補償プランに変更する場合は補償拡大となるため告知が必要です。なお、一時金が減額になる場合でも告知が必要です。

Q14　傷害後遺障害保険金はどのような場合に補償されますか?

A14　被保険者である従業員本人または従業員の配偶者のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に、約款所定の保険金支払割合に応じて保険金をお支払いします。

健康に関する告知について

健康状況告知書ご記入（入力）のご案内

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入（入力）ください。加入申込票にはEPOCH申込画面を含みます。また、EPOCH加入申込手続き画面でお手続きの場合、制度説明書に記載の「記入」を「入力」に読み替えてください。

継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。
(*)介護一時金額・親介護一時金額の増額、要介護2以上補償プラン（セット21～26）への変更等、補償を拡大することをいいます。

① 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。EPOCHから申し込まれる場合の代理告知制度については、右記「健康状況の代理告知について」をご覧ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護 （セット24～26、34～36）	・基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理してご回答（ご記入・ご署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

② 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

③ 書面またはEPOCH申込画面によるご回答のお願い

・パナソニック保険サービス株式会社には告知受領権があり、パナソニック保険サービス株式会社に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
・パナソニック保険サービス株式会社への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票またはEPOCH申込画面の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入（入力）にてご回答いただきますようお願いします。

④ 健康に関する告知が必要な方

・新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

⑤ 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。
現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

⑥ 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
介護一時金支払特約 本人介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	

（*）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入セットを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入セットのご加入時」をいいます。

⑦ その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

健康状況の代理告知について

代理告知とは…従業員本人または配偶者が介護特約被保険者の代わりに健康状況を告知することです。
EPOCHと加入申込票（紙）ではお申込み手続きが異なりますので、ご注意ください。

申込方法＼介護特約被保険者		従業員本人の両親	配偶者	配偶者の両親
EPOCHで申込む方法	代理告知者	従業員本人	従業員本人	従業員本人
加入申込票（紙）で申込む方法	代理告知者	従業員本人	配偶者（代理告知不可）	配偶者

健康状況告知書質問事項

ご加入にあたっての注意事項

ご回答はEPOCH申込画面または加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

●左記の「健康状況告知書ご記入（入力）のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。
●「介護一時金支払特約」または「親介護一時金支払特約」をセットする加入セットにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
●介護特約被保険者が両親の場合は、下記質問事項について両親の申込日（告知日）時点の健康状況をご確認のうえ、基本補償部分の被保険者本人が両親を代理して、ご確認いただいた内容をそのままお答えください(*)。また、ご確認方法を選択してください。
（*）申込方法により代理人となれる方が異なります。上表をご参照ください。
●下記質問の回答が「はい」の場合、お引受けできません。ご了承ください。
*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問

次のいずれかに該当しますか。
①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。
②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
③告知日（ご記入日）より過去2年以内に、医師により、下表の「疾病・症状一覧（介護）」記載の病気や症状と診断されたことがある。
（注）医師より「完治」または「治療・投薬不要」と診断された日から2年経過した場合はご加入いただけます。
ただし、治療の必要がないが、定期的に経過観察（診療・検査）の必要がある場合はお引受けできません。

健康状況の確認方法

配偶者・両親へのご確認方法を以下からご選択ください。
（複数に該当する場合は、最も番号の若い（小さい）確認方法に○印をしてください。）
（選択肢）①対面　②電話　③FAX・郵送　④電子メール等、②③以外の通信手段

■疾病・症状一覧（介護）■

脳血管系の病気等	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞（脳血栓、脳塞栓、脳軟化）等） ●脳虚血発作（一過性脳虚血発作（TIA）、可逆性虚血性神経障害（RIND）等） ●眼底出血（網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます）　●脳動脈瘤　●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞、冠不全 等） ●不整脈（心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます） ●心臓弁膜症（僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症 等） ●心内膜炎　●心肥大（心室肥大 等）　●心不全　●心筋症　●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症（肺梗塞 等）　●慢性閉塞性肺疾患（COPD）（肺気腫、慢性気管支炎）　●塵肺（珪肺症、アスベスト肺症 等） ●肺線維症　●気管支喘息（終診した小児喘息を除きます）
腎臓系の病気等	●慢性腎炎（増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症 等）　●腎不全　●ネフローゼ症候群　●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変　●肝不全　●慢性肝炎　●B型肝炎＊　●C型肝炎＊　＊ウイルスキャリア（感染者）を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折（上肢の骨折を除きます）　●骨髄炎　●骨粗しょう症　●脊柱管狭窄症　●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物（がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます）　●脳腫よう
その他	●糖尿病（インシュリン等の注射剤を投与している場合に限ります）　●頭部外傷（後遺障害があると診断された場合に限ります） ●膠原病（関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます）　●正常圧水頭症　●好酸球性筋膜炎 ●精神障害（アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます）・知的障害・発達障害(注) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病（告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ（https://www.nanbyou.or.jp）等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください） (注) 具体的には、平成6年10 月12 日総務庁告示第75 号に定められた分類項目中の分類コードF00 からF99 に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」によります。

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金 (傷害後遺障害保険金) **★傷害補償(MS&AD型)特約**	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
介護一時金 本人介護 **★介護一時金支払特約** **☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット(要介護2以上補償プラン(セット21～23)のみ)**	保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態(【要介護2以上補償プラン(セット21～23)】の場合は要介護2以上の状態、【要介護3以上補償プラン(セット31～33)】の場合は要介護3以上の状態)※となり、90日を超えて継続した場合 (*)この特約の被保険者として加入申込票等に記載された方をいいます。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入セットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 (注)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、被保険者(親介護一時金支払特約の場合は特約被保険者)または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ など (注)保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金(親介護一時金支払特約の場合は親介護一時金)をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。
親介護一時金 親介護 **★親介護一時金支払特約** **☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット(要介護2以上補償プラン(セット24～26)のみ)**	保険期間中に、特約被保険者(*)が要介護状態(【要介護2以上補償プラン(セット24～26)】の場合は要介護2以上の状態、【要介護3以上補償プラン(セット34～36)】の場合は要介護3以上の状態)※となり、90日を超えて継続した場合 (*)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入申込票等に記載された方をいいます。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入セットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は8ページの<代理請求人について>をご覧ください。	親介護一時金額の全額 (注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	

※印の用語のご説明

ア行	医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
	医師	被保険者以外の医師をいいます。 特約名称：介護一時金支払特約／親介護一時金支払特約 特約固有の「医師」の範囲：保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
カ行	競技等	競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (*)いずれもそのための練習を含みます。
	頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒　②ウイルス性食中毒 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
	後遺障害	治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
	公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
	誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
サ行	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
	乗用具	自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
	その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
タ行	治療	医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
	溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
ハ行	病気	被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
ヤ行	要介護状態(要介護2以上の状態または要介護3以上の状態)	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度※の第1号被保険者(65才以上) 【要介護2以上補償プラン(セット21～26)】の場合は要介護2以上、【要介護3以上補償プラン(セット31～36)】の場合は要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 【要介護2以上補償プラン(セット21～26)】の場合は要介護2以上、【要介護3以上補償プラン(セット31～36)】の場合は要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、【要介護2以上補償プラン(セット21～26)】の場合は要介護2以上、【要介護3以上補償プラン(セット31～36)】の場合は要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 【要介護2以上補償プラン(セット21～26)】の場合は要介護2以上、【要介護3以上補償プラン(セット31～36)】の場合は要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
●基本補償には「傷害死亡保険金対象外特約」がセットされているため、傷害死亡保険金をお支払いしません。
●介護一時金支払特約は、従業員本人および従業員本人の配偶者を被保険者とする場合にセットします。
●親介護一時金支払特約は、従業員本人の両親および従業員本人の配偶者の両親を特約被保険者とする場合にセットします。

傷害後遺障害保険金の補償対象外となる運動等

山岳登はん(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動

(*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
(*2)グライダーおよび飛行船は含みません。
(*3)職務として操縦する場合は含みません。
(*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

傷害後遺障害保険金の補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

団体ファミリー介護保険について

〈介護一時金支払特約または親介護一時金支払特約付団体総合生活補償保険(MS&AD型)〉

加入申込票の記入(入力)事項について	●加入申込票に記入(入力)された内容が事実と相違する場合や該当項目にご記入(入力)がない場合には、保険契約を解除し(この場合既に払込みいただいた保険料も返還できません。)、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。 ●ご加入後に記載(入力)事項の変更が生じた場合は、事前にパナソニック保険サービス株式会社にご連絡ください。ご通知がないときは、保険金をお支払いしないことがあります。 ●ご加入の内容につきましては、「わたしの保険手帳」「EPOCHシステム」の福祉申込画面、もしくは給与明細の福祉制度加入状況にてご確認ください。 ●加入申込票にはEPOCH加入申込手続き画面を含みます。また、EPOCH加入申込手続き画面でお手続きの場合、制度説明書に記載の「記入」を「入力」に読み替えてください。
中途加入の取扱いについて	原則、申込日(毎月10日締切)の属する月の翌月1日が中途加入日となります。 ・中途加入される場合は、中途加入申込票の健康状況告知書質問事項に回答していただきます。質問事項に該当がある場合はご加入いただけません。
期中の変更・中途脱退の取扱いについて	原則、期中のセット変更、中途脱退はできません。 ただし、以下の場合は中途脱退できます。 ①被保険者が死亡した場合 ②労使間の協定による休業の場合(育児、介護休業等) ③退職または60才到達時に切替えのお手続きをされなかった場合 (注)補償終了となるタイミングについては、内容によって異なります。
60才到達時または退職後の取扱い	補償を継続いただくにあたり、口座・住所登録手続きが必要となります。 ●保険料の払込方法 保険料の払込方法は、給与控除(月払)から口座振替(年払)に変わります。 ●次回一斉募集 毎年5月下旬よりご案内を送付させていただきます。 (注)期日までに口座・住所登録手続きがない場合、最終保険料給与控除月翌月1日をもって補償が終了となります。
団体割引について	団体割引率30%を適用しています。 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
保険金をお支払いする場合に該当したとき	●保険金をお支払いする場合に該当したときは、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。 **〈保険金支払いの履行期〉** 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3) (*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

保険金をお支払いする場合に該当したとき	(*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。 (*3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。 〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。 **【ご提出いただく書類】** 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの ・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料 ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)　等) ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ・死亡診断書 ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。 **〈代理請求人について〉** 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。また、**<u>本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。</u>** (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」 ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」 ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記 ①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」 (*)法律上の配偶者に限ります。

保険金をお支払いする場合に該当したとき	●年間保険料の払込みを完了する前に、被保険者が保険金（介護一時金または親介護一時金）をお支払いする場合に該当したときは、保険金を支払う前にその者の未払込分割保険料※のうち介護補償部分に対応する保険料を一時に請求します。 ※未払込分割保険料とは、年間適用保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。 ●お支払いする保険金の受取人については、普通保険約款・特約に定めております。
保険契約者	この保険はパナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。 なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。 この保険は、パナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しております。
ご契約の継続について	●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。 ●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
契約内容登録制度について	お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
税法上の取扱い（2024年12月現在）	●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。 (注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。 (注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
引受保険会社	引受保険会社は三井住友海上火災保険株式会社となります。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
・保険金額（ご契約金額）
・保険期間（保険のご契約期間）
・保険料・保険料払込方法

2 **加入申込票への記載・記入（入力）の漏れ・誤りがないかご確認ください。**

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入（入力）いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入（入力）の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

●加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入（入力）いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入（入力）ください。
＊ご記入（入力）いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
●加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入（入力）されていますか？
＊ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。
上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
●被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入（入力）いただいていますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出（入力）が必要ですのでご確認ください。

●この保険制度に新規加入される場合
●既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、加入セットの変更　など）
●既にご加入されているがご継続されない場合

団体ファミリー介護保険
重要事項のご説明

介護一時金支払特約または親介護一時金支払特約付団体総合生活補償保険(MS&AD型)〉

契約概要のご説明

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
●契約取扱者がパナソニック保険サービス株式会社または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービス株式会社または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされ後遺障害が発生した場合、要介護状態が90日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ		被保険者の範囲 (○:被保険者の対象　—:被保険者の対象外)		
		本人(*)	配偶者	その他親族
本　人　型	ケガ	○	—	—

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
介護一時金支払特約 本人介護	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
親介護一時金支払特約 親介護	本人(*)の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレット(6〜7ページ)のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

本パンフレット(6〜7ページ)をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本パンフレット(6〜7ページ)をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

本パンフレット(6〜7ページ)をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄および本パンフレット(1・3ページ)にてご確認ください。

(5)引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレット(2ページ)の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

2 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年令等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄および本パンフレット(2ページ)にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

本パンフレット(1・3ページ)をご参照ください。
分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、この保険は月払のため、ご加入の脱退(解約)に際して一般的には解約返れい金は発生しません。始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
●契約取扱者がパナソニック保険サービス株式会社または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービス株式会社または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険はパナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務等

(1)告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、パナソニック保険サービス株式会社には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載（入力）された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載（入力）内容を必ずご確認ください。
【告知事項】
①他の保険契約等(*)に関する情報
(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
②介護特約被保険者の「生年月日」「年令」
③介護特約被保険者の健康に関する告知
（注）告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入（入力）のご案内」をご覧ください。

(2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入（入力）してください。
(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の氏名などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちにパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。
■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
(*)保険契約…その被保険者に係る部分に限ります。

3 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット（1・3ページ）記載の方法により払込みください。本パンフレット（1・3ページ）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレット（6～7ページ）をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1)保険料は、本パンフレット（1・3ページ）記載の方法により払込みください。本パンフレット（1・3ページ）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
(2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

この保険は、一斉募集期間中、退職または60才到達時に切替のお手続きをされない場合、労使間の協定による休業の場合（育児、介護休業等）、死亡した場合を除き、原則として中途脱退（解約）はお取扱いしておりません。ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお申出ください。また、この保険は月払のため、ご加入の脱退（解約）に際して一般的には解約返れい金は発生しません。始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

⑧ 保険会社破綻時等の取扱い

〈経営破綻した場合等の保険契約者の保護について〉

●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

●損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社またはパナソニック保険サービス株式会社までお問い合わせください。

⑨ 個人情報の取扱いについて

本パンフレット(13ページ)をご参照ください。

⑩ 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2)新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。

②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店】パナソニック保険サービス株式会社　職域企画部

住　　所:〒571-0057
大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階
T　E　L:0570-087-115
eメール:pisj_hoken@ml.jp.panasonic.com
営業時間:平日 9時～17時30分(土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日は除く)
社会情勢・行政からの要請等により、営業時間が変更になる場合がございますのでご了承願います。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」
こちらからアクセスできます。
https://www.ms-ins.com/contact/cc/

万一、後遺障害が発生されたり、要介護状態になられた場合は

遅滞なくパナソニック保険サービス株式会社または下記にご連絡ください。

〈国内から〉

●24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189**(無料)
事故は　いち早く

〈海外から〉

●三井住友海上連絡先

TEL **+81(国番号)-6-6233-1525**(有料)

受付時間(日本時間):平日　9時～17時
(土日・祝日・年末・年始は休業させていただきます。)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター
0570-022-808〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕

・受付時間[平日　9時15分～17時(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社とパナソニック保険サービス株式会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【引受保険会社】
この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。
詳細は、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)をご覧ください。

【パナソニック保険サービス】
パナソニック保険サービス株式会社(以下、「当社」)は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。
当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう、従業員等への教育・指導を徹底し、適正な取扱いに取組んでまいります。また、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。
お客さまにおかれましては、下記にご同意のうえ、保険申込みや各種お問い合わせ、あるいはアンケート等にご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

1. 個人情報取扱事業者名
パナソニック保険サービス株式会社　代表取締役社長 小林 紀明
大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階

2. 個人情報保護管理者
情報システム部 部長 山高 進司

3. 個人情報の取得
当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ、公正な手段により個人情報を取得します。なお、電話応対時において、お問い合わせ内容などの正確な把握や電話応対品質向上のために、通話を録音させていただく場合があります。

4. 個人情報の利用目的
[保険代理店業務に関する情報]
当社は、下表の損害保険会社、生命保険会社および少額短期保険業者(以下、「各社」)から業務の委託を受けた代理店であり、取得した個人情報を当該業務の遂行に必要な範囲で利用します。また、各社の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのご提供のために利用させていただくことがあります。
各社の個人情報の利用目的は、各社のホームページに記載してあります。

損害保険会社	生命保険会社	少額短期保険業者
・三井住友海上火災保険株式会社 ・東京海上日動火災保険株式会社 ・損害保険ジャパン株式会社 ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ・セコム損害保険株式会社 ・共栄火災海上保険株式会社 ・AIG損害保険株式会社 ・SOMPOダイレクト損害保険株式会社 ・アクサ損害保険株式会社 ・アニコム損害保険株式会社	・三井住友海上あいおい生命保険株式会社 ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社 ・SOMPOひまわり生命保険株式会社 ・アフラック生命保険株式会社	・SBI日本少額短期保険株式会社 ・ジャパン少額短期保険株式会社 ・株式会社 justInCase ・東京海上ミレア少額短期保険株式会社 ・東京海上ウエスト少額短期保険株式会社 ・Mysurance株式会社

[通話録音に関する情報]
(1)お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認、ならびにご案内、資料発送等を正確に行うためのご連絡先の確認に利用します。
(2)電話応対を含む業務品質向上に向けた研修やデータ分析の実施等に利用します。

[お問い合わせに関する情報]
お問い合わせに対するご回答に利用します。

[当社サービスの利用お申込み、キャンペーンお申込み、アンケートご回答に関する情報]
(1)当社サービスのご案内、ご提供のために利用します。
(2)キャンペーンの実施、キャンペーンに関するご案内・ご連絡、プレゼントの発送のために利用します。
(3)当社サービスの企画・開発、業務品質向上等のためのデータ分析や研修等に利用します。

以上の範囲で利用し、その他の目的に利用することはありません。上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等によりご通知し、又はホームページへの掲載などの方法により公表します。

5. 個人情報の第三者への提供
当社は、個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。
(1)法令に基づく場合
(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3)利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
(4)合併その他の理由による事業の承継に伴い、個人情報を提供する場合
(5)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(6)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
また、個人情報を第三者に提供した場合、あるいは第三者から取得した場合、法令等で定める場合を除き、提供・取得経緯等の確認を行うとともに、提供先・提供者の氏名等、法令で定める事項を記録し、保管します。

6. 個人情報の委託
当社は、取得した個人情報の取扱いの全部又は一部を、前記「4. 個人情報の利用目的」に必要な範囲において委託することがあります。この場合においても、個人情報保護の体制を整備した委託先を選定し適切な管理をいたします。

7. 機微(センシティブ)情報の取扱い
当社は、個人情報保護法第2条の3に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報(以下、「センシティブ情報」)を個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

8. 安全管理のために講じた措置
当社は、取扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

9. 個人情報の開示、訂正等のご請求
当社の開示対象個人情報に関する開示、訂正等又は利用停止等に関するご請求につきましては、当社が適切に対応いたします。保険会社等からの委託業務に関わる個人情報につきましては委託元に、団体等に帰属する個人情報につきましては帰属元にお取り次ぎいたします。また、当社の開示対象個人情報とは、採用応募に関する個人情報、安全運転講習会のアンケート等です。なお、開示等の請求等の申出先、様式、請求等の方法、手数料等については、次のURLを参照してください。(https://panasonic.co.jp/pisj/info/info05.php)

10. 個人情報提供の任意性
当社への個人情報の提供はあくまで任意です。ただし、個人情報の提供をいただけない場合は、前記「4. 個人情報の利用目的」に記載の業務の内、当社ではご提供できない場合もありますのでご了承ください。

11. 当社に対するご照会、ご相談および苦情について
下記窓口にお問い合わせください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承願います。

個人情報に関するお問い合わせ ご相談・苦情窓口	パナソニック保険サービス株式会社 CS部 〒571-0057 大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階 TEL:06-6906-4573 eメール:pisj_cs@ml.jp.panasonic.com 営業時間:平日 9時～17時30分(土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日は除く)

当社の個人情報の取扱いに関する詳細については、次のURLを参照してください。
(https://panasonic.co.jp/pisj/info/info04.php)

20000472

改定日:
2024年10月1日

A24-200371　承認年月:2024年12月